

平成 25 年度第 2 回鴨川市介護保険運営協議会会議議事録

1. 日 時 平成 26 年 3 月 27 日(木) 午後 1 時 30 分から

2. 場 所 鴨川市総合保健福祉会館 2 階 研修室

3. 出席者

(委員 14 名)

中嶋 八良、奈良 節子、伊藤 利子、酒井 龍一、井合 茂夫、黒野 秀樹、榎本 豊、
服部 克巳、島津 清修、香田 道丸、末吉 綾子、川上 悦子、小泉 明美、
神定 浩明

(市 7 名)

市長 長谷川 孝夫、福祉課長 羽田 幸弘、福祉総合相談センター長 鈴木 幸雄、
健康推進課 課長補佐 鈴木 克己、福祉課 課長補佐 渡邊 洋、
健康推進課 介護保険係長 長幡 祐自、健康推進課 保険予防係長 滝口 俊孝

4. 会 議

(1)開会

(事務局 鈴木補佐)

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます、健康推進課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は会議の透明性を図るため、公開となっております。議事録を作成するにあたり、録音をさせていただき、内容はホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。次に、本日の流れのご説明、資料確認をさせていただきます。

(本日の流れの説明、資料確認)

(事務局 鈴木補佐)

本日、田代委員より欠席の報告がありました。ただ今 14 名の委員さんの出席をいただいております。介護保険条例施行規則第 52 条に「委員の過半数の出席がなければ、これを開き議決することができない」と規定されております。本日は、過半数の委員さんが出席されておりますので、本協議会は成立をいたしました。よって、平成 25 年度第 2 回鴨川市介護保険運営協議会を開会いたします。

(2)会長挨拶

(事務局 鈴木補佐)

始めに、中嶋会長、ご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆様、こんにちは。

本日は、平成 25 年度第 2 回介護保険運営協議会の開催にあたり、委員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

第 5 期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画も 2 年目が終わり、3 年目に入ります。本日、市からは、この第 5 期計画の 2 年目の介護保険財政の運営状況や保健福祉事業の実施状況、また介護保険制度改正案の概要等についても説明していただく予定です。

委員の皆様方には、円滑なご審議となりますようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(3)市長挨拶

(事務局 鈴木補佐)

続きまして、長谷川市長から、ご挨拶を申し上げます。

(長谷川市長)

皆様、こんにちは。鴨川市長の長谷川でございます。

本日は、介護保険運営協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、任期が今年の 9 月までということでございますので、今回の運営協議会が在期中では最後の協議会となるわけでございます。改めて、今までの委員の皆様方のご支援ご協力に感謝申し上げる次第でございます。

さて、第 5 期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画も 2 年目が終わり、3 年目に入るところでございます。平成 26 年 4 月からは消費税の引上げに伴いまして、介護報酬が改定され、さらに、平成 27 年度からはご案内のとおり、介護保険制度が大幅に改正されるところでございます。

今回の改正は、介護保険制度を安定的かつ持続可能なものとし、国民の保険料の負担を抑制するために、利用者負担の公平かつ適切な見直しをするものであると国は説明しております。主な内容としましては、予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業へと移行するもの、特別養護老人ホームの入所要件の変更、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げ等がございます。

特に、予防給付から地域支援事業への移行にあたっては、既存の介護サービス事業所の活用も含め、多様な主体により事業の受け皿を整備し、地域の実情に合わせて、一定程度時間をかけて行うとのことでございます。当市においても介護現場が混乱しないよう事業を進めて参りたいと考えております。

中長期的な視点に立って見ますと、平成 37 年には団塊の世代が 75 歳以上となり、現在の我が国の医療・介護サービスの体制のままでは十分に対応できないのではないかと考えております。

本市といたしましては、これまで以上に医療と介護、その他専門多職種連携の強化、総合的な介護サービスの充実、介護予防の推進を図って参りたいと考えております。

たとえ要介護状態となったとしても、住み慣れた地域で安心して生活できるような仕組みづくりを進めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様方には、より一層のご指導、お力添えをお願いする次第でございます。

このあと、審議案件として、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の進捗状況、また、介護保険制度改正案の概要等につきまして、担当からご説明させていただきますけれども、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜り、鴨川市における保健福祉の推進及び介護保険事業の円滑な運営が図られますよう、ご協力のほどをお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

(4)議件

(事務局 鈴木補佐)

それでは、早速議件に入ります。

鴨川市介護保険条例施行規則第 52 条第 1 項の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、議長職を中嶋会長さんをお願いし、進めて参りたいと思います。それでは、中嶋会長、よろしくお願いいたします。

(中嶋議長)

改めまして、議長の中嶋でございます。本日の会議の時間でございますが、1 時間半程度とさせていただきますと存じます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。小泉委員お願いできますでしょうか。

(小泉委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(中嶋議長)

それでは、次第に基づきまして会議を進めさせていただきます。

これより議事に入ります。まず、始めに、議件(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」を議題といたします。それでは、順をおって、事務局から説明願います。

(事務局 長幡介護保険係長)

資料 1-1、1 ページ目をご覧ください。平成 26 年 2 月の認定者数でございます。最も多いのが、介護 1 の 489 名で 21.9%、2 番目に多いのが介護 2 の 420 名で 18.9%。認定者の合計は 2,228 名でございますが、要介護 1、2 の方が合わせて 40.8%という状況でございます。

います。

2 ページ目をご覧ください。認定者のうち、実際にサービスを使っている方がどの程度いるかという表になります。介護度が重くなるほど介護サービスを利用する方の割合が高くなることがわかるかと思います。また、施設や地域密着型施設よりも、居宅サービスの利用者が多くなっております。合計では認定者のうち **85.9%** が介護サービスを利用しているという状況です。

3 ページ目をご覧ください。居宅サービスの受給者数になります。1 番多いのが要介護 1 の 371 名で **26.7%**、2 番目に多いのが要介護 2 の 333 名で **23.9%**、合わせて **50.6%** と全体の半分を占めているという状況です。

4 ページ目をご覧ください。地域密着型の人数の内訳になります。1 番多いのが要介護 3 の 32 名で **27.8%**、2 番目に多いのが要介護 2 の 26 名で **22.6%** でございます。合わせて **50.4%** と全体の半分を占めているという状況です。

5 ページ、6 ページ目は施設に入所されている方の内訳になります。6 ページ目をご覧ください。1 番多いのが要介護 4 の 133 名で **32.8%**、2 番目に多いのが要介護 5 の 121 名で **29.8%**、合わせて **62.6%** と全体の半数以上を占めております。

7 ページをご覧ください。給付費の内訳でございます。給付費の内訳では居宅の方が **54.2%**、地域密着が **8.6%**、施設が **37.2%** という内訳でございます。計画値と比較しまして合計で **91.4%** とほぼ計画値どおりに推移しております。

8 ページ目をご覧ください。準備基金の積立金の推移でございます。昨年度は積み立てることができましたが、今年度は事業計画の 2 年目という年でございまして、今回取り崩しました額が 180 万 7 千円ということで、ほぼ昨年度末と同じ状況でございます。

9 ページ、10 ページ目は平成 26 年度の介護保険特別会計の予算でございます。昨年度に比べますと約 5 % 多く計上させていただいておりますが、その内訳としましては保険給付費の伸び率ということでご理解いただければと思います。こちらの数値については事業計画内の数値で計上しております。以上で説明を終わります。

(事務局 滝口保健予防係長)

11 ページをご覧ください。健康づくりの促進でございますが、こちらは 2 月末の状況で、一般会計や国民健康保険会計等の事業でございます。13 ページの中段、食育の推進について補足させていただきます。こちらの事業は食生活改善協議会に一部委託しておりますが、本年度は味噌汁の塩分測定を実施しました。一般の方 440 名、市職員 216 名、計 656 名を対象として実施しまして、普段飲んでいる味噌汁の塩分濃度を測定しました。現在、測定中ですが、この結果を通して日々の食生活の改善に繋がっていきたいと考えております。

14 ページから 18 ページをご覧ください。ここからは介護予防の推進で、介護保険特別会計にかかわる事業でございます。16 ページの地域介護予防活動支援事業について補足説明させていただきます。介護予防サポーターの皆様には、「清澄・四方木交流会」や「元気でい鯛まつり」といった事業を主に実施しております。ちば SSK プロジェクト高齢者地域支えあい活動団体表彰というものがございまして、ここで天津小湊介護予防サポーターの会

が奨励賞を受賞しましたので、この場を借りてご報告させていただきます。

19 ページをご覧ください。こちらは平成 26 年度の主要事業でございまして、重点目標として 2 点掲げさせていただきましたが、こちらは昨年度と変更はございません。平成 27 年度からは介護保険制度の改正もあることから、平成 26 年度については、今までの事業の推進とともに 27 年度に向けて介護予防事業の見直しも図っていく予定でございます。健康づくりの促進については資料のとおりでございます。

続いて 20 ページをご覧ください。一次予防施策のなか、閉じこもり予防・支援事業の介護予防教室において内容を一部新規と書かせていただいておりますが、平成 25 年度は長生き健康教室として個人を対象に実施して参りましたが、平成 26 年度は既にボランティア活動を実施している方や、新たにボランティア活動を実施する予定の方を対象に実施する予定です。個人の方を対象にするよりも、ボランティアの方を対象にすることによって、より多くの方々に介護予防の知識を持っていただきたいと考えております。今後の介護予防活動の担い手を育成するという趣旨で実施する予定でございます。以上で説明を終わります。

(事務局 渡邊課長補佐)

21 ページをご覧ください。老人クラブ活動等事業とシルバー人材センター事業につきましてはほぼ予算どおりの執行状況でございます。安心生活創造事業でございますが、1,600 万円の予算の内訳といたしましては、ニーズ把握調査に 600 万円、権利擁護や福祉の横断的な事業といたしまして 1,000 万円という形でございます。

22 ページをご覧ください。高齢者福祉サービスの充実についてでございます。生活支援ホームヘルプサービス事業ですが、市内の 7 事業所に委託し現在 2 名の利用者がいらっしゃいます。地域自立生活支援事業、配食サービス事業でございますが、介護保険特別会計からの支出で社会福祉協議会に委託し、現在 37 名の利用者がいらっしゃいます。決算額として 1,329 万 1 千円を見込んでおります。緊急通報体制等整備事業でございますが、保守メンテナンスについて一般会計から 362 万 1 千円、緊急時の対応や日常の安否確認について介護保険特別会計から 854 万 9 千円を見込んでいるところでございます。続きまして、地域自立支援事業、高齢者孤立防止事業としまして、介護保険特別会計より 219 万 4 千円見込んでおりますが、こちらは社会福祉協議会に委託し、1 人暮らしの高齢者宅に定期的に訪問しているところでございます。訪問実績として 923 名でございます。なお、この訪問事業につきましては、江見地区においては安心生活創造事業で行っているところから、こちらの事業は江見地区以外の地域となっております。

23 ページをご覧ください。生活支援ショートステイ事業としまして、市内外の特別養護老人ホームに委託しておりますが、平成 25 年度の実績はありませんでした。介護予防デイサービス事業でございますが、こちら今年度の実績はありませんでした。老人福祉施設措置事業ですが、市内外の養護老人ホーム 4 箇所へ入所させるものですが、現在 51 名入所している方がいらっしゃいます。1 億 1,583 万 5 千円の決算見込みでございます。高齢者保護ショートステイ事業につきましては今年度の実績はありません。

24 ページをご覧ください。高齢者福祉の推進に係る平成 26 年度主要事業でございますが、老人クラブ活動等事業とシルバー人材センター事業につきましては、ほぼ例年どおりの予算を計上し事業内容もほぼ同様でございます。ささえあいの推進でございますが、平成 25 年度で安心生活創造事業が終了しまして、平成 26 年度からは高齢者等安心生活継続支援事業として 700 万円の予算を計上しております。続きまして、高齢者福祉サービスの充実につきましては、ほぼ例年通りの予算額と業務内容となっております。

25 ページ目をご覧ください。緊急通報体制等整備事業につきましては、ほぼ例年通りの予算と業務内容となっております。地域自立支援事業、高齢者孤立防止事業でございますが、平成 26 年度からは江見地区も含めた全地区で実施する予定となっており、予算額は 291 万 4 千円で対象者は 960 名を見込んでおります。生活支援ショートステイ事業、介護予防デイサービス事業、老人福祉施設措置事業、高齢者保護ショートステイ事業につきましてはほぼ同様の事業内容となっております。以上で説明を終わります。

(事務局 鈴木課長補佐)

26 ページをご覧ください。前回の運営協議会から変わった主なところを説明させていただきます。社会福祉法人永和会が整備する予定の特別養護老人ホームですが、前回業者が辞退してしまいました。その後、県と協議し設計を見直しまして、3 階建を 2 階建にし延べ床面積も 2,804 ㎡だったものを 2,366.37 ㎡としたところです。今後の予定ですが、4 月の下旬に入札を行い、来年度に開設する予定でございます。以上で説明を終わります。

(事務局 鈴木福祉総合相談センター長)

資料 1 - 2、2 ページをご覧ください。介護予防支援の件数ですが、天津小湊の総合相談センターが 4 月に始まり約 100 件のプランが移管されたので、5 月以降から減少しているものでございます。

7 ページ目をご覧ください。福祉人材確保のための潜在的有資格者の就業促進のための研修会を開催しました。ホームヘルパーや介護福祉等の資格を持った方を対象に、再就職に繋げる機会とすることを目的にしたものです。

9 ページをご覧ください。権利擁護事業の、ア成年後見制度の利用支援についてですが、相談件数が 11 件ということで、昨年より 6 件よりも多くなっております。これは施設やケアマネさんにも制度が浸透したものだと考えております。

10 ページをご覧ください。高齢者虐待防止ネットワーク委員会ですが、今までは高齢者虐待を扱ってましたが、あらたに児童や障害者も加え、虐待対策を総合的に推進して参りました。

14 ページをご覧ください。認知症サポーター養成事業ですが、昨年度は市役所職員を中心に実施して参りました。年間で 15 回、341 名の方をあらたにサポーターとして養成したところでございます。17 ページをご覧ください。地域包括ケアの推進ということで、高齢者、障害者、児童について総合的に対応しているところでございますが、年間で 419 件相談を受け付けております。

21 ページをご覧ください。地域づくりへの支援ということで、江見地区市民アンケート調査を実施しました。こちらは、地域における生活状況や生活の困りごとを把握することを目的に実施したところでございます。

22 ページをご覧ください。③民間事業者との地域見守りネットワークの構築ですが、業務上において、家庭への訪問活動を行う民間事業者と地域の見守りネットワークの構築を目的に協定書を締結しました。今後も新聞社等の事業者に協力をお願いしていく予定です。

25 ページ、地域医療連携の推進についてをご覧ください。地域における医療面の課題について意見交換を図ることを目的に開催しております。今年度は訪問看護ステーションの関係者と訪問看護と病院との連携について協議しました。

28 ページをご覧ください。平成 26 年度重点目標についてですが、基本的には昨年度と同様の内容となっております。29 ページ福祉総合相談支援事業についてですが、児童・障害者・高齢者・DV・生活困窮者等の対象者を問わないワンストップ相談の受付を推進しております。31 ページをご覧ください。平成 26 年度介護予防支援業務委託事業所ですが、新規事業所はなく昨年も委託しました 19 事業所に引き続きお願いしたいものでございます。32 ページの②介護予防支援業務委託料の変更ですが、平成 26 年 4 月から消費税が 8% に引き上げされることにより介護報酬も改定されますので、委託料についても引き上げさせていただくものでございます。

33 ページからは、福祉総合相談センター・天津小湊の事業についてでございます。35 ページをご覧ください。介護予防支援について委託事業所の介護支援専門員に指導等を随時行っております。36 ページは高齢者からの相談の内訳でございます。4 月から翌年 1 月までで合計 276 件ありました。37 ページは包括的・継続的ケアマネジメント事業、38 ページは権利擁護事業でございますのでご覧いただければと思います。40 ページについては天津小湊における福祉総合相談受付の実績でございます。営業時間外においても 147 件の相談がありました。41 ページは地区別の相談件数でございます。45 ページは平成 26 年度の福祉総合相談センター・天津小湊の重点項目でございます。特に地域見守りネットワークの構築に力を入れていきたいと考えております。47 ページは、平成 26 年度介護予防プランの居宅支援事業所への委託ということで、株式会社よしともコーポレーションが新規に 1 件加わりましたので報告します。それ以外の事業所については昨年同様 14 件の事業所でございます。以上で説明を終わります。

(中嶋議長)

ただ今、事務局から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」の説明がありました。質疑・ご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

(榎本委員)

資材高騰等で入札不調になる話も聞くが、南小町の施設は年度内に完成するのか。また、施設の入所待ちの方はどの程度いるのか。

(事務局 鈴木補佐)

施設については年度内の完成を目指しているが、できないようであれば白紙に戻すしかない。できない場合、次期計画に持ち越すかどうかは委員の皆様に変更意見を伺いたい。現在、280 名の方が入所待ちの状況。前回お話ししたときは 250 名でしたので年々増加している。

(榎本委員)

ショートステイの受入れについてはどうなっているのか。

(事務局 鈴木補佐)

空床利用のみなので、空けば利用可能です。

(服部委員)

民間業者との見守りの協定だが、浄化槽の事業所だと頻繁には訪れないと思う。新聞等日々訪れる業者と契約を結んだ方が良いのではないか。

(事務局 鈴木センター長)

郵便配達員、郵便局員、宅配業者等なるべく多くの業者と協定を締結し、重層的な見守りの仕組みを作っていきたいと考えている。また、見守りをしてくれる事業所と意見交換ができればと考えている。

(服部委員)

孤独死の問題は都市部だけでなく地方でも問題となっている。行政には区や組の組織強化をお願いしたい。

(島津委員)

鴨川市内でも市街地では連帯感が希薄で、人口の少ない地域では連帯感が強いと感じている。また、介護度について加齢に伴い上がっていくものだと思う。介護重度化防止事業としてサロン活動があるが、参加している人は介護認定を受けていない人たちだと思う。認知症予防としてのサロンにはなっていないのではないか。

(奈良委員)

生活改善協議会は、認知症予防のためだけにやっているわけではなく、すべての予防のためにサロンを行っている。訪問指導、転倒予防のための運動を進めることによって健康寿命が延びることが目的である。

(伊藤委員)

SSK(させない、しない、孤立化防止)シンポジウムの講演会のなかで地域のコミュニケー

ションがとても大事だという話がありました。これからは、サロンが地域の高齢者にとってとても大事なことだと思います。天津小湊地区には 12 箇所のサロンがあります。一番参加者が多いところで、平均年齢 87 歳、最高年齢で 94 歳の人があります。介護度を上げないためにサロンに来て活動し、おしゃべりだけでなく健康チェック等も行っている。閉じこもりを防止することに繋がる。サロンの中には認知症の方もいるが、みんなでおしゃべりするだけで元気になる。サロンの運営はボランティアなので、今後はボランティアの育成や社協や市のサポートがより必要になってくると思う。介護予防、また地域で孤立しないためにサロンの役割は非常に大きいものになると思われます。

(事務局 鈴木センター長)

国では、生活支援・介護予防の充実というテーマにおいて、多様な通いの場が大事だとしています。特に、サロンは特別な位置づけとなっています。地域の中で、介護予防や見守りの拠点として、地域の高齢者が集う場と考えられています。地域で集うことは第一の介護予防に繋がると考えています。ボランティアサポーターの養成については引き続き行っていきたい。また、地域ごとに介護予防と閉じこもり防止につなげていけるよう、市としてもサロン運営に支援していければと考えております。

(神定委員)

資料 1－2、7 ページの福祉人材確保についてですが、参加者がどの程度就職に繋がったか伺いたい。

(事務局 鈴木センター長)

37 名参加いただいたが、残念ながら最終的に就職までには繋がらなかった。

(榎本委員)

これは要望だが、ヘルパー 2 級について気軽にとれるような方策をお願いしたい。

(中嶋議長)

ほかに質疑・ご意見もないようでございますので、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」は、ご了解をいただけますでしょうか。

異議なしの声。

(中嶋議長)

ご異議もないようですので、ご了解いただいたものと認めます。次に、2 点目の「地域密着型サービス事業所の指定について」を議題とします。事務局より説明願います。

(事務局 長幡介護保険係長)

それでは、資料2をご覧ください。今回の地域密着型サービス事業所の指定ですが、大幡にございます特別養護老人ホームめぐみの里のユニット部分20床について、地域密着型の介護老人福祉施設として指定するものでございます。平成25年度に29床以下の施設については地域密着型サービス事業所として指定するようにと県から指導があったため、平成26年4月1日から「特別養護老人ホームめぐみの里(ユニット型)」として改めて指定するものでございます。なお、この施設は地域密着型でございますので、今後は鴨川市の方が優先的に入所することとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

(中嶋議長)

ただ今、事務局から「地域密着型サービス事業所の指定について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(香田委員)

今の入所状況はどうなっているのか。

(事務局 長幡介護保険係長)

現在は20床満床です。6名は市外の方だが、その方々はそのまま続けての入所となります。なお、今後入所される方は基本的に市内の方が優先となります。また、地域密着型に変換したことにより加算や利用金額等も若干変更になります。

(中嶋議長)

それでは、「地域密着型サービス事業所の指定について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。ご異議もないようでございますので、ご承認をいただけたものと認めます。次に、3点目の「第6期介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の結果について」を議題とします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 長幡介護保険係長)

それでは、青い冊子をご覧ください。全部で8章から構成されております。1章が概要、2章が高齢者調査、3章が若年層調査、4章が認定者調査、5章がケアマネ調査、6章が事業所の調査、7章が前回との比較、8章が自由意見でございます。

まずは3ページ目をご覧ください。実施期間は平成26年1月6日から20日まででございます。5種類のアンケートを作成し郵送にて実施しました。

4ページ目をご覧ください。一般高齢者の回収率は64.2%でございました。一般高齢者の主な回答についてお話ししたいと思います。5ページ目をご覧ください。一般高齢者の世帯は同居が84.1%、そのうち約4割がご夫婦世帯の2人暮らしでございます。1人世帯、2人世帯が非常に多いという状況でございます。6ページ目をご覧ください。住宅については、一戸建ての持ち家が中心でした。賃貸について、若年層では5万円～7万円が一番多く、高齢者では3万円未満が一番多くなっています。続きまして、外出と買物について

は23ページをご覧ください。外出の移動手段についてですが、一番多いのが自動車で52.1%、2番目が徒歩、3番目が自転車となっています。圏域別に見てみますと、鴨川が徒歩が多く、長狭・江見は車が多く、天津小湊は路線バスが多いという結果でございまして、圏域ごとの特色が出ていると思います。

続きまして、介護保険事業について47ページをご覧ください。どのようなサービスを知っていますかという質問ですが、在宅で受けるヘルパーやデイサービスが一番多くなっております。続いて、48ページ目をご覧ください。実際にどのようなサービスを利用したいかという質問ですが、最も多いのは介護保険のサービスや保健福祉サービスを活用しながら自宅で介護を受けたいという方でございました。施設に入所するよりも、在宅で過ごしたいという方が多いということがわかるかと思えます。

146ページをご覧ください。ケアマネを対象に介護サービスで何が不足しているかという質問をしております。最も多いのは、短期入所生活介護と短期入所療養介護、いわゆるショートステイが不足しているという結果でございます。7ページに戻っていただきまして、介護保険料についてでございます。全国平均を目指すべきだという意見が最も多く、認定者では「高くなっても質・量を充実して欲しい」という意見が最も多いものでした。具体的には、49ページをご覧ください。全国平均を目指すべきという意見が30.1%、続いて、保険料が高くなってもサービスの質と量を充実させて欲しいという意見が25.3%と合わせますと55.4%の方が全国平均レベルか、保険料が高くなっても質と量を充実させて欲しいという意見でございました。一方、保険料が高くなるならサービスの質と量は抑えるべきだという意見は8.8%ということでアンケートでは少数意見でした。

172ページ、高齢者施策についてですが、安心して受けられる介護サービスや気軽に受けられる日常生活の援助については前回のアンケート調査よりも強い関心がみられます。特に、健康維持やボランティア活動など、自助、共助の意識が高いこともこちらの結果からわかるかと思えます。以上で説明を終わらせていただきます。

(中嶋議長)

ただ今、事務局から「第6期介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の結果について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(井合委員)

48ページ、自分に介護が必要になったときにどうしたいかという質問で、「わからない。何とも言えない」と回答しているのが第2位というのは非常に問題だと感じている。個人情報の問題等あるとは思いますが、こういう方には積極的に問いかけていくべきだと思う。もっと悲惨なことになると孤独死という結果になってしまう。何かしらの方法で関わっていくべきだ。

(服部委員)

立派な報告書だと思うが、これをいかに活用していくのかが問題だと思う。

(香田委員)

6 ページに買物難民についての記載がある。この人たちにどの程度の助けが必要か、非常に難しい問題だと思うが、孤立や施設入所に繋がっていく話だと思うので力を入れて欲しいと思う。

(中嶋議長)

これは何らかの形で市民に知らせるのか。

(事務局 長幡介護保険係長)

この調査は国から示されたものに市独自の質問を加えたものになっている。基本的には次期計画策定のためのものになります。

(中嶋議長)

一般市民にも参考になるものなので、何らかの形で市民に知らせた方が良い。

(事務局 長幡介護保険係長)

市ホームページへの掲載や、各種団体の集まりのときに周知したいと思う。

(事務局 鈴木センター長)

アンケートの 157 ページをご覧ください。事業運営を進める際の困難なことで、介護人材の不足が圧倒的に多い意見として寄せられている。各地域の課題がはっきりと出されている。今後の計画に生かすとともに、各種研修等でも生かしたいと思う。貴重なご意見ありがとうございます。

(中嶋議長)

他に、質疑等ございませんか。なければ、「第 6 期介護保険事業計画策定に向けた基礎調査の結果について」は、事務局から説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

異議なしの声。

(中嶋議長)

ご異議もないようでございますので、ご承認いただけたものと認めます。次に、4 点目の「介護保険制度改正案の概要について」を議題とします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 鈴木課長補佐)

資料3をご覧ください。法律案の概要ですが、1ページの「3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化」で5つ主な改正内容を載せております。続いて3ページをご覧ください。介護が必要となった高齢者も自宅や地域で暮らし続けられるように医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に受けられるような支援の体制を作るものでございます。

2ページ目をご覧ください。主な改正点の1点目としましては、全国一律だった予防給付の訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行するものでございます。2点目としまして、特別養護老人ホームの入所は原則として介護3以上にするものでございます。ただし、要介護1、2の方でも、特別な事情があれば入所は可能となっております。3点目としましては、低所得者の介護保険料の軽減です。こちらは公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するものです。4点目としましては、一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げるものです。一定以上の所得の方は2割負担にするというものでございます。最後、5点目としましては、食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加するものです。預貯金についても勘案していくものでございます。詳細はまだ決定しておりませんが、介護事業が滞らないように進めて参りたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

(中嶋議長)

ただ今、事務局から「介護保険制度改正案の概要について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(香田委員)

鴨川市独自の地域支援事業について何かイメージはあるのか。

(事務局 鈴木センター長)

国では、訪問介護と通所介護について地域支援事業に移行し、地域の中で多様なサービス主体で支える仕組み作りを構築するようになっていきます。どのようなサービス主体が担うのかというのはこれから考える予定です。

(川上委員)

24時間対応の訪問看護や介護について、国や県は推奨しているが、市ではどう考えているのか。

(事務局 鈴木センター長)

一定のエリアに一定の人口がいないと経営は難しいと感じている。介護人材が不足している地方では厳しいと思う。事業として成り立つかどうかは検証が必要だと思う。

(中嶋議長)

それでは、全体を通して何かご意見等ございますでしょうか。

(伊藤委員)

介護重度防止推進委員はどのようにお願いしているのか。天津小湊地区のサロンには来ていないように思う。

(事務局 鈴木センター長)

資料 26 ページ、介護重度化防止対策事業は、昨年の 3 月にスタートしておりまして今年度は事実上初年度という形でございます。初めてということもあり、今回は 4 つのサロンを選んで、こちらから声掛けをさせていただきました。定期的に推進委員を派遣しまして、皆様のご意見を伺うことを目的にしております。今後、他のサロンに拡大するかどうかは、それぞれの運営スタイルもありますので、皆様の意見を参考にしながら次年度以降に生かして参りたいと考えております。

(中嶋議長)

ほかに質疑等ございませんか。なければ、「介護保険制度改正案の概要について」は、事務局から説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

異議なしの声。

(中嶋議長)

ご異議もないようでございますので、ご承認をいただけたものと認めます。皆さんから多くの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。事務局におきましては、今後の運営を進めていく中で、本日、皆さんから提案された意見や提言を踏まえて、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の議件の審議が全て終了いたしましたので、以上をもちまして議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以 上

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第 7 条第 3 項の規定により、議事録の内容について確認し署名します。

平成26年 8 月 7 日

委 員 小泉 明美
